

告示

埼玉県選管告示第六十号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和三年十月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 登録基準日 令和三年十月十八日

（ただし、年齢については令和三年十月三十一日）

二 登録日 令和三年十月十八日